

安全安心・市民協働パトロール団体感謝状贈呈取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、安全で安心して暮らすことができるまち三鷹の実現を目指し、地域で防犯ボランティア活動を実施する団体に対して感謝状を贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

（贈呈の基準）

第2条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する団体に贈呈する。

- (1) 三鷹市安全安心・市民協働パトロール実施要綱（平成16年7月1日付け16三生安発第26号）第3条第2項の規定に基づき市長の認定を受けたパトロール団体で、安全安心・市民協働パトロールを3年以上継続して行い、地域の安全安心のまちづくりに寄与しているもの
 - (2) 安全安心・市民協働パトロールの実施に関する覚書を市と締結した団体で、安全安心・市民協働パトロールを3年以上継続して行い、市内の安全安心のまちづくりに寄与しているもの
 - (3) 三鷹防犯協会に所属する防犯パトロール団体で、防犯パトロールを3年以上継続して行い、地域の安全安心のまちづくりに寄与しているもの
- 2 前項に掲げる団体が、10年以上継続して安全安心のまちづくりに寄与している場合は、盾を贈呈する。

（贈呈の手続）

第3条 感謝状の贈呈は、三鷹市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）からの推薦により、市長が決定する。

（感謝状の贈呈）

第4条 感謝状の贈呈は、協議会において、市長が行う。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月15日から施行する。